

平成二十七年第二回大阪広域水道企業団議会  
七月臨時会会議録

平成二十七年七月二十四日（金曜日） 午後一時開議

○出席議員

一	番	三宅	達也
二	番	野里	文盛
三	番	吉川	敏文
四	番	大毛	十一郎
五	番	岡林	憲二
六	番	松岡	信道
七	番	前田	敏
八	番	吉田	章浩
九	番	池嶋	一夫
十	番	八尾	善之
十一	番	中村	信彦
十二	番	竹田	孝史
十三	番	山本	剛史
十四	番	辻本	孔久
十五	番	樽井	佳代子
十六	番	福田	英彦
十七	番	藤浦	雅彦
十八	番	森	博英
十九	番	岡本	光
二十	番	秋月	秀夫
二十一	番	川光	英士
二十二	番	竹田	光良
二十三	番	小原	達朗
二十四	番	三浦	美代子
二十五	番	片岡	由利子
二十六	番	三原	伸一
二十七	番		

○欠席議員

二十八番	伊集院	春美
二十九番	小川	雄司
三十番	村元	保男

○説明のため出席した者

企業	長	竹山	修身
副企業	長	清水	豊
技術長兼事業管理部長	長	松本	要一
理事兼経営管理部長兼総務課長	長	吉田	景司
経営管理部企画課長	長	松本	竜三
経営管理部財務課長	長	横山	亨
経営管理部広域連携課長	長	辻	敏之
事業管理部計画課長	長	諸角	誠
事業管理部事業推進課長	長	中田	耕介
事業管理部契約検査課長	長	小谷	洋志
事業管理部管財課長	長	鶴飼	和雅
監査委員	委員	坪内	隆
監査委員	局長	高平	嘉二

○職務のため出席した者

議事局	局長	高平	嘉二
議事局	書記	松ヶ野	健
議事局	書記	尾崎	元伸
議事局	書記	北川	尊義
議事局	書記	宇野	剛平

○議事日程

- 第一 議席の指定
- 第二 議長の選挙
- 第三 副議長の選挙
- 第四 会議録署名議員の指名
- 第五 会期決定の件
- 第六 諸般の報告

(例月現金出納検査結果の報告)

- 第七 第一号議案 大阪広域水道企業団附属機関条例 一部改正の件
- 第二号議案 非常勤職員災害補償に関する条例 一部改正の件
- 第三号議案 大阪広域水道企業団行政手続条例 一部改正の件
- 第一号報告 平成二十六年大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件
- 第二号報告 平成二十六年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件
- 第八 第四号議案 大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件
- 第九 大阪広域水道企業団議会議員派遣の件

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○高平議会議事務局長 議事事務局長の高平でございます。

大阪広域水道企業団議會議員選出後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第一〇七条の規定により、臨時議長が職務を行うこととなっております。辻本孔久議員に臨時議長を務めていただきますので、御紹介申し上げます。

辻本議員、よろしく願います。

(辻本孔久議員登壇)

○辻本議員 ただいま御紹介をいただきました和泉市選出の辻本孔久でございます。

地方自治法第一〇七条の規定により、臨時に議長の職務を行います。もとより議長選挙までの限られた間でございますが、議員各位の格段の御協力をお願い申し上げます。御挨拶にかえさせていただきます。よろしく願います。

○辻本臨時議長 ただいまより平成二十七年七月臨時会を開会いたします。

○辻本臨時議長 本日の会議を開きます。

○辻本臨時議長 日程第一、議席の指定を行います。

お諮りいたします。議員の議席は、議事進行上、本職から指定することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本臨時議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議席は、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定いたします。

○辻本臨時議長 日程第二、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第一一八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本臨時議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

○辻本臨時議長 本職において指名することに決定いたしましたので、議長に不肖私、辻本孔久を指名いたします。

○辻本臨時議長 お諮りいたします。ただいま指名いたしました辻本孔久を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本臨時議長 ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって、私、辻本孔久が議長に当選いたしました。

○辻本臨時議長 ただいまより、議長就任のごあいさつをさせていただきますが、私の議長就任のあいさつについては、この席より行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本臨時議長 ご異議なしと認めます。それでは、議長席から議長就任あいさつをさせていただきます。

○辻本臨時議長 議長就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員各位の御推挙を賜り、大阪広域水道企業団議會議長に就任させていただきました辻本孔久

でございます。

もとより微力ではございますが、企業団議会の円滑な運営を行い、府域の上水道、工業用水道事業の発展に努める所存でございます。

議員の皆様方並びに企業長を初めとする理事者におかれましては、格段の御協力、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願います。ありがとうございます。(拍手)

○辻本臨時議長 議長就任あいさつが終わりました。

○辻本議長 日程第三、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第一一八条第二項の規定により指名推選によることとし、指名の方法は本職において指名いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、本職において指名することに決定いたしました。

○辻本議長 副議長に松岡信道議員を指名いたします。

○辻本議長 お諮りいたします。ただいま指名いたしました松岡信道議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本議長 御異議なしと認めます。よって、松岡信道議員が副議長に当選されました。

○辻本議長 ただいまより松岡信道議員の副議長就任の御挨拶があります。

○辻本議長 松岡信道議員。  
(松岡信道議員登壇)

○松岡議員 副議長就任に際しまして御挨拶申し上げます。

このたび、議員の皆様方の御推挙によりまして、大阪広域水道企業団議会副議長に就任させていただきましたことになりました豊中市選出の松岡信道でございます。

辻本議長のもと、議員各位の御支援を賜り、企業長をはじめとする理事者の皆さんの御協力をいただき、微力ではございますが企業団議会の円滑な運営に最善の努力を尽くしてまいります。

皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。よろしく御願いたします。(拍手)

○辻本議長 副議長就任の挨拶が終わりました。

○辻本議長 日程第四、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十八条の規定により、川光英士議員及び伊集院春美議員を指名いたします。

○辻本議長 日程第五、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日一日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。(「異議なし」の声あり)

○辻本議長 御異議なしと認めます。よって、会期は一日と決定いたしました。

○辻本議長 ただいまより企業長の御挨拶があります。竹山修身企業長。

(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 大阪広域水道企業団企業長の竹山でございます。

います。

本日は、平成二十七年第二回企業団議会七月臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用の中にもかかわらず御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本日の臨時会に提出いたしました議案は、条例案三件、臨時案件一件、予算の繰り越しに関する報告二件でございます。御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

さて、今年度はこれまで進めてまいりました四條畷市、太子町、千早赤阪村と当企業団と水道事業統合の検討協議の内容を統合案として決定し、統合に伴う規約改正案につきまして構成団体の議会に議案として提出することといたしております。

まずは三団体との水道事業統合を実現し、府域水道事業の運営基盤の強化につなげるとともに、将来の府域一水道に実現に向けて前進してまいりたいと考えております。

また、今年度は本年三月に策定いたしました大阪広域水道企業団中期経営計画の初年度でございます。将来にわたり良質な水の安定供給を図っていくためには、本計画に基づきまして、施設の更新、耐震化などの事業を着実に推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、企業団並びに府域の水道事業の推進につきまして、より一層の御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○辻本議長 企業長の御挨拶が終わりました。

○辻本議長 日程第六、諸般の報告を議題といたします。

○辻本議長 監査委員の例月現金出納検査結果の報告は、

お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○辻本議長 日程第七、議案第一号から第三号並びに報告第一号及び第二号、大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件、外四件を一括議題といたします。

○辻本議長 議案は、お手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○辻本議長 議案につきましては、副企業長の説明を求めます。

○辻本議長 清水豊副企業長。

(清水豊副企業長登壇)

○清水副企業長 本議会に提出いたしました第一号議案から第三号議案並びに第一号報告及び第二号報告につきまして御説明申し上げます。

提出議案の表紙をおめくりいただき、一ページをらんくください。

第一号議案は、大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件でございます。

現在の出納取扱金融機関の指定期間が平成二十八年三月三十一日までとなっていることから、新たな指定を行うに当たり、附属機関として外部の有識者で構成する出納取扱金融機関選定委員会を設置するため、必要な事項を定めるものがございます。

新旧対照表をごらんください。

右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。改正後の欄をごらんください。

第二条におきまして、当企業団の附属機関として大阪広域水道企業団出納取扱金融機関選定委員会を追加し、担任する事務を出納取扱金融機関を選定する場合の当該金融機関の選定の基準の策定及び当該金融機関の選定に当たっての審査に関する事務と定めるもので

でございます。

次に、二ページをお開き願います。

第二号議案は、非常勤職員の災害補償に関する条例一部改正の件でございます。

新旧対照表をごらんください。

第二条につきましては、文言の整理を行うための改正でございます。

第十条につきましては、本条において引用している法律の題名が平成二十五年四月一日に障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変更されたこと及びこの法律の条と項の番号の変更に対応するため改正するものがございます。

三ページをごらんください。

第十七条、第十八条、第二十二条につきましては、いずれも文言の整理を行うための改正でございます。

四ページをお開き願います。

第三号議案は、大阪広域水道企業団行政手続条例一部改正の件でございます。

平成二十七年四月一日から施行されました行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、本条例においても同様の内容を盛り込むため改正するものがございます。

新旧対照表をごらんください。

目次、第二条、第三条につきましては章の新設や条の追加に伴い、章番号、条番号の繰り下げを行うほか、漢字の表記を改めるため、改正するものがございます。続きまして、五ページの第四条から六ページの第二十八号までにつきましては全て漢字の表記を改めるための改正でございます。

次に、七ページをごらんください。

第三十三条につきましては、第二項を追加しております。

この項は、行政指導に携わる者は行政指導する際に許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときはその権限の根拠となる法令の条項や理由等を示さなければならぬこととするものがございます。

次に、第三十五条をごらんください。

本条は、行政指導の中止等の求めに関するもので、第一項は、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方が、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと考えるときには、行政指導の中止などの措置を求める申し出をすることができるととするものがございます。

第二項の申し出に当たっては、申出書を提出しなければならぬこととし、その記載事項を定めております。

第三項では、第一項の申し出を受けた機関は必要な調査を行い、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは行政指導の中止などの措置をとらなければならないこととするものがございます。

次に、八ページをごらんください。

第五章として第三十六条を追加しております。本条は、処分等の求めに関するもので、第一項は何人も法令に違反する事実を発見した場合にその是正のための処分や行政指導がされないと考えるときは、企業団の機関に対しその旨を申し出て、処分または行政指導することを求めることができるものものといたします。

第二項は、申し出に当たっては、その申出書を提出しなければならないこととし、その記載事項を定めております。

第三項では、第一項の申し出があったときには必要

な調査を行い、必要があると認めるときはその処分または行政指導をしなければならないこととするものものといたします。

第三十七条以降の改正につきましては、章番号、条番号の繰り下げと文言の整理を行うため改正するものがございます。

なお、第一号議案から第三号議案に係る各条例につきましては、いずれも公布日の施行を予定しております。

次に、十一ページをお開き願います。

第一号報告、平成二十六年大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件について御説明申し上げます。

十二ページの水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。

平成二十六年年度の水道事業会計における建設改良費の予算につきましては、地方公営企業法第二十六条第一項の規定により、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、三億千三百三十万八千円を平成二十七年年度に繰り越すものものといたします。

十三ページをごらんください。

次に、第二号報告、平成二十六年大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件について御説明申し上げます。

十四ページの工業用水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。

平成二十六年年度の工業用水道事業会計における建設改良費につきましては、地方公営企業法第二十六条第一項の規定により、翌年度繰越額の欄に記載のとおり、三億千七百十三万五千九百円を平成二十七年年度に繰り越すものものといたします。

いずれも、工事関係機関との調整等に日時を要した

ことなどにより、やむなく繰り越したものでございまして、地方公営企業法第二十六条第三項の規定により報告いたします。

以上で、第一号議案から第三号議案並びに第一号報告及び第二号報告に関する説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○辻本議長 以上で副企業長の説明は終わりました。  
○辻本議長 日程第七の諸議案に対する質疑は通告がありませんので、質疑なしと認めます。

○辻本議長 この際、議事の都合により休憩いたします。  
なお、再開の時刻は後刻御連絡いたします。  
(午後一時二十一分 休憩)

(午後一時三十五分 再開)

○辻本議長 休憩前に引き続き議事を続行いたします。  
日程第七の諸議案のうち、議決不要の報告二件を除く議案第一号から第三号、大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件外二件に対する討論は、通告がありませんので討論なしと認めます。

○辻本議長 これより、日程第七の諸議案のうち、議決不要の報告二件を除く議案第一号から第三号、大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件外二件を一括して採決いたします。

○辻本議長 お諮りいたします。以上の議案三件につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本議長 御異議なしと認めます。よって、以上の議案三件は原案のとおり可決いたしました。

○辻本議長 日程第八、第四号議案、大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件を議題といた

します。

○辻本議長 議案はお手元に配付いたしておきましたので、御了承願います。

○辻本議長 第四号議案につきまして、企業長の説明を求めます。

○辻本議長 竹山企業長。  
(竹山修身企業長登壇)

○竹山企業長 第四号議案、大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件につきまして御説明申し上げます。  
恐れ入りますが、再度提出議案の資料をごらんください。

提出議案の九ページを開きください。  
大阪広域水道企業団規約第十条第一項におきまして、企業団に監査委員を二人置く旨、定められております。その選任につきましては、同条第二項の規定により議会の同意を得て人格が高潔で事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任することとされており、その任期につきましては同条第三項の規定により四年と定められております。

現在、御就任いただいております監査委員二名が本年七月末日をもって任期満了を迎えますことから、規定に基づきまして荻野朝弘氏、田辺彰子氏をそれぞれ監査委員に選任いたしたく、御提案を申し上げます次第でございます。何とぞよろしく御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○辻本議長 以上で企業長の説明は終わりました。

○辻本議長 日程第八の第四号議案に対する質疑は通告がありませんので、質疑なしと認めます。

○辻本議長 日程第八の第四号議案に対する討論は通告がありませんので、討論なしと認めます。

○辻本議長 これより、日程第八の第四号議案、大阪広域水道企業団監査委員選任について同意を求める件を採決いたします。

○辻本議長 お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本議長 御異議なしと認めます。よって、第四号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。  
○辻本議長 この機会に、ただいま選任同意いたしました監査委員を御紹介いたします。

○辻本議長 まず、荻野朝弘様、どうぞ。  
(荻野朝弘さん登壇)

○荻野監査委員 一言御挨拶申し上げます。

ただいま大阪広域水道企業団議会七月臨時議会におきまして、監査委員就任の御同意をいただきました荻野朝弘でございます。

微力ではありますが、水道事業、工業用水道事業を担う地方公営企業体の監査委員の職責を果たしてまいりたいと考えております。

議員各位の御指導、御鞭撻をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○辻本議長 ありがとうございます。

次に、田辺彰子様。

(田辺彰子さん登壇)

○田辺監査委員 御挨拶させていただきます。

ただいま七月臨時議会におきまして、監査委員選任の御同意をいただきました公認会計士の田辺彰子と申します。

微力ではございますが、監査委員の職責を果たせるよう、誠心誠意尽力させていただきますと思っております。

ます。

委員の皆様には御支援、御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○辻本議長 ありがとうございます。

以上で紹介は終わりました。

○辻本議長 日程第九、大阪広域水道企業議会議員派遣の件を議題といたします。

○辻本議長 お諮りいたします。会議規則第一一七条第一項の規定により、お手元に配付のとおり、大阪広域水道企業団の浄水施設等の調査に派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本議長 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付のとおり決定いたしました。

○辻本議長 以上をもって本日の会議を閉じます。

○辻本議長 これをもって、平成二十七年七月臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後一時四十三分 閉会

議長 辻本 孔久

副議長 松岡 信道

議員 川光 英士

議員 伊集院 春美